

審査基準等の主な改正点

1 都市計画法に基づく開発許可等審査基準の見直し

(1) 法に規定する開発区域等についての基準（審査基準都4-4号）

開発区域に隣接し、所有者が開発区域内の土地所有者と同一の土地で、隣接地との開発行為に伴い、区画形質が変更される土地のうち、開発区域から除外できる土地についての記載内容を適切なものにしました。

(2) 開発行為の一体性についての基準（審査基準都4-5号）

「開発行為及び建築行為等が完了し、又は継続している土地」と「これに隣接し開発行為等が行われる土地等」が一体性を有するとする要件の中の一つである第2項第3号アに、既存の道路及び水路の拡幅等が含まれる旨を明記し、当該内容を図示する事例を事例5の中に追加しました。

(3) 法第34条第1号に関する基準（審査基準都34-1号）

児童福祉法による「家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業の用に供する施設」が都市計画法施行令第21条第26号ロに追加されたことに伴い、審査基準34-1号第1項1号の建築物にこれらを追加しました。

(4) 法第43条に関する基準（審査基準都43-1号）

法第43条に関する基準を新に設け、建築物の使用目的の変更のうち、用途変更の許可が不要となるものを記載しました。

2 京都市開発審査会付議基準の見直し

(1) 「既存建築物の用途変更（開発審査会付議基準9）」の拡充

建築物の使用目的の変更のうち、住宅、店舗及び飲食店等への用途変更を対象に追加しました。

(2) 「1ヘクタール未満のペット霊園を構成する建築物の建築（開発審査会付議基準11）」の新設

京都市ペット霊園の設置等に関する条例が制定されたことに伴い、京都市開発審査会付議基準に、「1ヘクタール未満のペット霊園を構成する建築物の建築」を新たに設けました。

3 京都市開発技術基準の見直し

(1) 交差（技術基準第12条）

道路幅員が2.7m以上4m未満の場合についての規定を追加しました。

(2) のり面排水（技術基準第83条）

図中の小段部分に張コンクリートの記載を追加しました。

3 その他規定整備

表記，表現等について適切なものに改め，分かりやすいものとししました。
組織改正等に伴う，関係部署の名称変更等を行いました。